

V 卸売市場の会計

1 卸売市場会計の現状

(1) 中央卸売市場開設者の会計の概況

(単位：億円、%)

収支区分・項目		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
収 入	使 用 料	474	38.3	473	33.1	469	19.8	467	14.3	464	33.5
	うち売上高割 使 用 料	133	10.8	132	9.3	127	5.4	126	3.9	123	8.9
	うち面積割使 用 料	330	26.7	330	23.1	331	14.0	330	10.1	329	23.7
	地 方 債	126	10.2	152	10.7	301	12.7	342	10.5	65	4.7
	補 助 金	40	3.2	51	3.6	80	3.4	60	1.8	17	1.2
	一般会計負担金	343	27.8	349	24.5	337	14.2	320	9.8	299	21.5
	そ の 他	116	9.4	206	14.4	819	34.6	1,696	52.1	70	5.0
	前年度からの繰越	13	1.1	16	1.1	19	0.8	20	0.6	16	1.2
	内部留保取崩額	123	10.0	180	12.6	338	14.3	349	10.7	457	32.9
計 (A)	1,236	100.0	1,427	100.0	2,365	100.0	3,255	100.0	1,387	100.0	
支 出	人 件 費	203	15.7	195	13.0	185	7.7	180	5.4	176	12.0
	事 務 費	243	18.8	244	16.3	236	9.8	227	6.8	234	16.0
	施 設 費	228	17.7	410	27.4	617	25.6	646	19.4	102	7.0
	地方債償還費	402	31.1	421	28.1	442	18.3	442	13.3	704	48.2
	うち支払利息	144	11.2	134	9.0	122	5.1	113	3.4	102	7.0
	そ の 他	198	15.3	210	14.0	911	37.8	1,814	54.5	229	15.7
	翌年度への繰越	16	1.2	19	1.3	20	0.8	18	0.5	16	1.1
	計 (B)	1,291	100.0	1,497	100.0	2,412	100.0	3,328	100.0	1,462	100.0
(A) - (B)	▲55		▲71		▲47		▲73		▲75		

資料：農林水産省総合食料局流通課調べ

- (注) 1： 中央卸売市場事業の会計が他の事業（と畜場事業、地方卸売市場事業）と合わせて一の会計として処理されている場合は、開設者から中央卸売市場分を抽出した数値の報告があった場合を除き、当該他の事業分を含んだ数値により集計している。
- 2： 上記の表は、地方公営企業法適用会計と同法非適用会計の数値について、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を収入、支出の両方から除いて、表に記載の項目ごとに整理、集計したもので、各市場事業会計において作成する決算書等とは、内容や整理方法が異なる。なお、消費税については、同法適用会計の場合は、損益計算書（損益収支関係数値）、決算報告書（資本収支関係数値）、同法非適用会計の場合は、歳入歳出決算書の取扱に合わせている。
- 3： 使用料について、売上高割使用料、面積割使用料、と畜場使用料のいずれにも該当しない使用料は「その他」に集計している。
- 4： ラウンドにより、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 市場建設改良費（公設市場）の財源内訳（平成19年度）

(単位：億円、%)

	補助金等	地	方			その他	計
			政府資金	公庫資金	その他		
金 額	27	19	9	6	4	72	117
(構成比)	(22.2)	(16.3)	(48.2)	(31.7)	(20.2)	(61.4)	(100.0)

資料：総務省「地方公営企業年鑑」

(参考1) 地方債(市場事業債)の発行額の推移

(単位:億円、%)

年度	13	14	15	16	17	18	19
地方債発行額	295	210	160	170	322	382	79
対前年度増減率	▲16.7	▲28.8	▲23.8	6.3	89.2	18.8	▲79.3

資料:総務省「地方公営企業年鑑」

(参考2) 地方債(市場事業・と畜場事業債)計画額

(単位:億円、%)

		20年度		21年度	
合	計	448	100.0	128	100.0
財	政 融 資 資 金	55	12.3	74	57.8
	地方公共団体金融機構資金	36	8.0	48	37.5
民間等	計	357	79.7	6	4.7
	市場公募	357	79.7	6	4.7
資金	銀行等引受	-	-	-	-

資料:(財)地方財務協会発行「月刊 公営企業 2月号(2009)」

2 地方公営企業に関する法令等(概要)

(1) 地方財政法

公営企業の経営(6条)

(i) 公営企業で政令で定めるもの(同法施行令37条9号市場事業)については、その経理を特別会計(地方自治法209条)を設けて行う。

(ii) 経費は、

- ① その性質上経営収入で充当することが適当でない経費及び
- ② 当該公営企業の性質上能率的な経営を行っても、その経営収入のみで充当することが客観的に困難であると認められる経費を除き、経営収入で充当する。

ただし、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもって充当可能。

(2) 地方公営企業法

(i) 本法は、地方公営企業の経営に関し、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法に対する特例を定める。(6条)

(ii) 地方公営企業会計の特色

- ① 管理者の設置・企業業務の執行等(7条~10条等)
- ② 官庁会計(現金主義)とは異なる発生主義の原則(20条)

(iii) 経理

- ① 特別会計を設けて行う。(17条)
- ② 一般会計又は他の特別会計で負担する経費(次のa、bに掲げる経費で政令で定めるもの(同法施行令8条の5))を除き、経営収入で充当する。(17条の2)

- a. その性質上、経営収入で充当することが適当でない経費
 - b. 当該公営企業の性質上、能率的な経営を行っても、その経営収入のみで充当することが客観的に困難であると認められる経費
- ③ 一般会計又は他の特別会計から補助（17条の3；災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合）、出資（18条）、長期貸付け（18条の2）をすることができる。
- （参考）本法を適用している中央卸売市場開設地方公共団体
- 全 部 適 用：岡山市
- 一部適用（会計のみ）：札幌市、宇都宮市、船橋市、東京都、甲府市、金沢市、岐阜市、大阪府、大阪市（本場・東部市場のみ該当）、徳島市

（3）地方交付税法

地方交付税

（i）財源

所得税及び酒税の収入額のそれぞれ32%、法人税の収入額の34%、消費税の収入額の29.5%、たばこ税の収入額の25%、特例加算等

（ii）特別交付税

普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付（地方交付税総額の6%）

決定・交付時期 12月、3月

（4）地方公共団体の財政の健全化に関する法律

（i）資金不足比率の公表等（22条）

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて同比率を議会に報告し公表。

（ii）経営健全化計画（23条）

資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

（5）地方公営企業繰出金について（総務省自治財政局長通知）

一般会計から市場事業会計への繰出基準

（i）市場における業者の指導監督等に要する経費

① 趣 旨 卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

② 繰出しの基準 現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

（ii）市場の建設改良に要する経費

① 趣 旨 卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

② 繰出しの基準 市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（ただし、利子支払額については、平成4年度以降同意等債に係るものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。）の2分の1とする。